

国立感染症研究所の評価報告書等について

- 国立感染症研究所機関評価報告書 1
- 機関評価に対する対処方針 7
- 国立感染症研究所研究課題評価報告書 13

国立感染症研究所機関評価報告書

1. はじめに

国立感染症研究所（以下「研究所」という。）における業務の目的は、感染症を制圧し、国民の保健医療の向上を図る予防医学の立場から、広く感染症に関する研究を先導的・独創的かつ総合的に行い、国の保健医療行政の科学的根拠を明らかにし、また、これを支援することにある。この機能を整理すると、（１）研究業務、（２）感染症のレファレンス業務、（３）感染症のサーベイランス業務、（４）国家検定・検査業務、（５）国際協力関係業務、（６）研修業務等の業務に整理され、きわめて多岐にわたっている。

研究所は、今日までに社会に多大なる貢献を果たしてきており、今後も世界に貢献する感染症分野の中核研究機関として大きく成長されることを望む。

2. 機関評価の目的

研究所の研究開発機関評価は、「国立感染症研究所所内研究開発評価マニュアル」により、機関活動全般を評価の対象として行うこととされている。厳しい財政事情の下、限られた国の財政資金の重点的・効率的配分と研究者の創造性が十分に発揮されるよう、業務活動全般に関して、問題点や疑問点を抽出し、改善の方向性を示すことが研究開発機関評価の目的である。

3. 機関評価の対象

今回の具体的機関評価の評定事項は、「国立感染症研究所所内研究開発評価マニュアル」に基づき、以下の事項を対象とした。

- （１）研究・開発・試験・調査・人材養成等の状況と成果
- （２）研究開発分野・課題の選定
- （３）研究資金等の研究開発資源の配分
- （４）組織・施設設備・情報基盤・研究及び知的財産権取得の支援体制
- （５）疫学・生物統計学の専門家が関与する組織の支援体制
- （６）共同研究・民間資金の導入状況、産学官の連携、国際協力等外部との交流
- （７）研究者の養成及び確保並びに流動性の促進
- （８）専門研究分野を生かした社会貢献に対する取組
- （９）倫理規程、倫理審査会等の整備状況

4. 評価の方法

評価は研究所所長から委嘱された11名の委員（資料1）で構成される国立感染症研究所研究評価委員会（以下「委員会」という。）において、次により実施した。

- （１）各委員に研究機関評価資料を配布（平成19年12月20日）。
- （２）委員会を平成20年2月13日（水）東京都新宿区の研究所戸山庁舎において開催。
- （３）委員会の具体的な進め方は、研究所からの説明、質疑応答、全体討論及び委員のみによる審議。
- （４）委員会当日配布した機関評価票に各委員の評価結果を記載し、後日送付されたものを報告書としてまとめ研究所所長に提出。

5. 機関評価の結果

個別事項に関する評価は、以下のとおりである。

(1) 研究・開発・試験・調査・人材養成等の状況と成果

定員削減が大きいのしかかっている中、研究所全体としては研究・開発・試験・調査及び人材養成にわたり、各部門がそれぞれに一定の成果を上げている。特に研究に関しては一部の部において非常に積極的に行われており十分な業績が上げられている。しかし、地道な感染症研究を世界レベルで展開するには、10年先を見た長期的な展望の確立が必要である。人事、予算、組織、研究等に関する所としてのロードマップを作ることが必要。

その為に所長のもとに各種の将来検討委員会を設けては如何か？その際感染研が担っている、CDC、FDA、NIHの役割についてどれにプライオリティーを置いて行くべきか所としてのビジョンを示してゆくべきである。更に今回の研究評価のプレゼンにおいても感じられたが、各部門における効果的な成果の公表にさらなる努力をしてもらいたい。FETPのフォローアップや連携大学院制度を活用した大学院生等の獲得を積極的に行い、人材育成についてより一層の努力を願いたい。所長説明ではインフルエンザ研究センターや肝炎研究センターの構想があったが、具体的な内容はほとんど示されなかった。しかし、このような構想を突破口として人材整備、研究分野の拡大、発展を本格的に開始してほしい。

(2) 研究開発分野・課題の選定

国の感染症関係のトップの研究所であることを考えると、感染研はいかなる新興感染症の登場にも対応できる体制が整っていないなければならない。各部門において、国内外のニーズに対応してほぼ適切に研究課題が選定されている。そしてその成果が行政的に反映されやすいものとなっている。

その上で上述したような中期的、長期的展望に立った課題設定が必要といえる。特に基礎研究だけでなく感染症対策に直接寄与する課題ももっと積極的に取り上げられるべきである。その際感染研情報センターはサーベイランス業務、国際連携、疫学業務に更に力を注ぎ、人材を育成、獲得して行ってほしい。症候群サーベイランス、イベントサーベイランスの研究並びにその体制確立が最も重要で、基礎研究を引きずっているのは不自然である。情報センター本来の業務に向けるべきである。

(3) 研究資金等の研究開発資源の配分

基礎研究費の減少を上回る厚生科研費の増加があるので、トータルの研究費全体としては決して危機的ではないだろう。学問的意味が大きくないルーチン業務への予算措置が不十分にならぬよう注意してほしい。特に寄生虫疾患のようにわが国では発生が非常に減少した疾患対策、生活衛生対策や国際協力を含め、これまでの知見や技術を維持向上させる為、特別の配慮を要する部門もある。しかしその一方で獲得された研究資金が本来通常業務として行われるべき活動に対し使用されている。基盤経費が減額されている中でやむを得ない面もあるが、本来は基盤経費でまかなわれるべきものでないか。更に基盤研究費の使用についてはもっと所長のイニシアティブを発揮し、真に感染研の基盤となるところに使用されるべきであり、現在のように単に人当研究費としての使用は抑えるべきである。又、基盤研究費、研

究事業費による研究案件選定に関する基準が明確でないのも理解しがたい。

(4) 組織・施設設備・情報基盤・研究及び知的財産権取得の支援体制

感染研内に中長期的展望を開く為の将来構想委員会を設置し、所長の裁量権を飛躍的に増大させ、そして組織基盤整備を衆知を集めて内部改革してゆくべきである。検討課題としては

- (i) FDA 機能と CDC 機能の分離を検討
- (ii) 国立国際医療センターの感染症研究との機能と役割の整理
- (iii) BSL 4 施設の稼働について、厚労省などとの緊密な連携のよとの事態打開
- (iv) 定員削減についての新しい提案
- (v) 知的財産権の取り扱いについての、感染研内部での事務部門を含めた支援体制確立
- (vi) 公衆衛生、疫学の専門家を増加させる

等が挙げられる。

(5) 疫学・生物統計学の専門家が関与する組織の支援体制

情報センターを核として、感染研では情報の把握に関しては良くやっている。しかし情報センターにはサーベイランス以上の多くの業務が求められており、感染症の発生の原因(環境破壊も含め)を明らかにし、発展させてほしい。その為には疫学者の補充が不可欠であり、CDC の例にならい強く定員要求すべきである。そして業務と研究のバランスを配慮しつつ、所としての短～中期展望に則った活動を展開する必要がある。

FETP 養成活動は高く評価する。軌道に乗ってきたとあって良い。しかし、平均 5 名と極めて少人数であり、米国などが毎年数百人養成し全体で数千人確保していることを考えると、わが国が迅速な派遣などに対応できる体制の構築を計画的に行っているとは言い難い。そして、FETP 修了者がそれを生かせる仕組みを併せて考えてほしい。

又、生物統計の専門家の関与を必要とする分野はこれからも増大してゆくと考えられ、情報センター以外にも配置が必要であるし、又、そのリソースを持つ国立保健医療科学院との連携も促進して行ってほしい。

(6) 共同研究・民間資金の導入状況、産学官の連携、国際協力等外部との交流

競争的資金の導入が右肩上がりになっているのはある意味喜ばしいのであろうが、上述したように、研究と業務との兼ね合いが常に問題となるので、やはりある程度のコンセンサスを得たビジョンのもとで着実に活動してもらいたい。民間企業からの研究生をもっと積極的に受け入れてほしい。産学官の連携をもっと高める方向にあっても良いと考えられるが、やはり国立として残る方が良い。

国際協力は良く行われている。この協力を可能とするシステム、リンク、ネットワークはかなり充実してきているようだが実質的な恒常的協力体制、協同研究プロジェクト推進によって、持続的な信頼関係を確実に構築して頂きたい。又、国内的にはレファレンス事業、病原体・検査マニュアルの作成、講習会開催などを通じた地方衛生研究所等との一層の連携が望まれる。その際共同研究をやってゆく上で必須なレファレンス株の輸送代が現在問題となっているが、感染研は国研として是非予算化に努力してほしい。

(7) 研究者の養成及び確保並びに流動性の促進

若手研究者の育成、雇用という面では課題がある。今後積極的に人材の育成、新規雇用が推進できるような体制にする必要がある。その中で近年大学との連携によって学生をとるなどの努力がなされているが、今後も促進すべきである。流動研究員枠をより確保できると流動性を保って研究者育成が可能になると考えられる。

FETP に関しては年に5人では少なすぎる。感染症対策への全国的底上げに最も役立つので、可能なら定員を増やすことが望まれる。又、コース受講者への経済的支援は必須である。

(8) 専門研究分野を生かした社会貢献に対する取組

部署により差異はあるものの感染研としては以前よりは良好に推移している。HP や web、ガイドラインなど社会に情報を提供することも常に意識されていて評価される。又、時宜を得た研修、実技講習などの実施は負担の大きいものだが、一定程度なされており評価できる。社会貢献は積極的になされているとあってよいが、より積極的な国際貢献も求められている。

(9) 倫理規程、倫理審査会等の整備状況

倫理規定は良く整備されているが、審査委員会の開催の年4回、1回の評価課題が20~30というのは多すぎる。開催回数を増やすなどして迅速に、かつ十分な審議を行うべきである。

総合評価

国立感染症研究所はわが国の国立試験研究機関として、変貌する感染症の基礎研究、感染症のレファレンス/サーベイランス、製剤の国家検定、検査業務など多岐にわたる業務を持っている。又、昨今の感染症の性格から機敏な国際対応が求められる。更に基礎研究も基盤的な開発研究から実際に実用化され使用される為のトランスレーショナルな研究も又、要求されている。感染研で行われる研究の多くは国としてのミッション性を有している。所全体としてこの感染研の国研としての使命はよく自覚され、成果も上がっており高く評価する。予算、定員の状況は困難なものであるが、感染症全体に関わる危機管理の責務はよく果たしている。

新興感染症に対しては、国研としてどのような疾患に対しても即時に対応できる準備をしておかねばならない。一方でこの多岐にわたる感染研の機能の中で真に必要な機能を重点的に絞り込み、大胆にスクラップ/ビルドを進めることも必要であろう。今後日本における IHR の本格的な執行が始まると CDC 機能に関する業務量がますます増大することが予想される。感染研だけで決めることはできないにしろ、これまでも指摘されてきた FDA 機能の切り離し等の大幅な見直しを含めて感染研のビジョンを示す時期である。

限られた研究陣でよく活躍していると考えられるが、研究が受動的(何かが現れるとそれに対処する体制)に行われていないだろうか? 将来を見すえた感染症対策を国レベル、世界レベルで考え、それに向かって長期的展望に立ち努力することが望まれる。中・長期的展望については所内に将来計画委員会などを設置し、所としてのコンセンサスを得ることも必要であろう。また優れた開発計画は優れた基礎研究から生まれるものなので、産学官の連携のもと、基礎研究を重視した実学を推し進めることは感染研にとって非常に大切である。

最後にアジア地域で多く発生する新興感染症への対応体制、それが国として考える時、感染研のBSL4施設が未だ稼働されていないのは大きな問題である。関係諸機関、政府とも連携し、早急に対策を講じることを期待する。

以 上

平成20年9月1日

国立感染症研究所長 殿

国立感染症研究所研究評価委員会
委員長 垣 添 忠 生

国立感染症研究所研究評価委員会 委員名簿

氏 名	所 属 ・ 職 名
○委員長 垣添 忠生	国立がんセンター・名誉総長
竹内 勤	慶應義塾大学医学部・教授
甲斐知恵子	東京大学医科学研究所・教授
田中 慶司	財団法人結核予防会・結核研究所顧問
野本 明男	東京大学大学院医学系研究科・教授
光山 正雄	京都大学大学院医学研究科・教授
木村 哲	東京通信病院・病院長
押谷 仁	東北大学大学院医学系研究科・教授
田中 智之	堺市衛生研究所・所長
遠藤 弘良	国立国際医療センター・国際医療協力局長
三宅 智	厚生労働省健康局・結核感染症課長

機関評価に係る対処方針

国立感染症研究所
所長 宮村達男

平成20年9月1日付けをもって国立感染症研究所研究評価委員会委員長から提出された「国立感染症研究所機関評価報告書」における当研究所の業務活動全般に関する意見等については、今後、下記の方針により対処したい。

1. 研究・開発・試験・調査・人材養成等の状況と成果

<意見等>

定員削減が大きいのしかかっている中、研究所全体としては研究・開発・試験・調査及び人材養成にわたり、各部門がそれぞれに一定の成果を上げている。特に研究に関しては一部の部において非常に積極的に行われており十分な業績が上げられている。しかし、地道な感染症研究を世界レベルで展開するには、10年先を見た長期的な展望の確立が必要である。人事、予算、組織、研究等に関する所としてのロードマップを作成することが必要。その為に所長のもとに各種の将来検討委員会を設けては如何か？その際感染研が担っている、CDC、FDA、NIHの役割についてどれにプライオリティーを置いて行くべきか所としてのビジョンを示してゆくべきである。更に今回の研究評価のプレゼンにおいても感じられたが、各部門における効果的な成果の公表にさらなる努力をしてもらいたい。FETPのフォローアップや連携大学院制度を活用した大学院生等の獲得を積極的に行い、人材育成についてより一層の努力を願いたい。所長説明ではインフルエンザ研究センターや肝炎研究センターの構想があったが、具体的な内容はほとんど示されなかった。しかし、このような構想を突破口として人材整備、研究分野の拡大、発展を本格的に開始してほしい。

<対処方針>

感染研には担うべき機能としてCDC、FDA、NIHの役割がありますが、あくまでも根本はNIH的な基礎医学研究機関としての感染症、微生物学研究機関です。その上にCDC、FDA的な機能を果たすことで発展してきました。そして<感染症を制圧し、国民の保健医療の向上を図る予防医学の立場から、広く感染症に関する研究を先導的、独創的かつ総合的に行い、国の保健医療行政の科学的根拠を明らかにし、またこれを支援する>為の国立研究所としてはこの3つの機能を持つことは必然であり、世の付託に応えるものであります。そしてこれらの機能は決して独立しているわけではなく、有機的に連関してそれぞれの機能の活動を高めている世界的にみれば極めてユニークな国立研究機関です。一方で3つの機能を全て持つには研究所の人員、施設は不十分といえます。限られた人員で多岐にわたる感染症、変貌する病原体、感染症に対する社会の対応の変化に対応するために、この3つの機能を併せ持つことの特性を許容し、活用して感染研は今日にいたりました。それは、歴代所長、副所長はもちろん所員全員がある意味苦悩しながら国研としての使命を果たすため、必要なことと認識して参りました。

しかし国立研究所として必要なこのNIH、CDC、FDA機能をすべて今後どうして維持してゆく

か、あるいは優先付け（分離も視野に入れて）してゆくか、ご提言戴いた将来検討委員会を速やかに発足させ、所をあげての将来計画を立案し、人事、予算、組織、そして研究の方向について中長期的なロードマップを作成致します。就中、感染研が発足以来 National Control Laboratory であり、National Regulatory Authority である本省と連携をとり、我が国における医薬品開発、品質管理、審査における感染研の位置付けをその役割とともに明確にしてゆくのは焦眉の課題です。長期的対応としては、センター構想があります。現在要求中のインフルエンザウイルス研究センターの他、例えば肝炎研究センター、腸管感染症センター、薬剤耐性・院内感染解析センター、動物由来感染症センター、抗酸菌感染症センターなどの横断的部門に組織再編していくことを検討していきます。

研究所は結局“人”です。いかに有能な人材を集め、育成、整備してゆくか？は研究所の死活にかかわる問題と認識しております。ご案内のFETPのフォローアップ、連携大学院制度の活用をはじめ、若い内外の流動研究員、協力研究員が一杯研究できるような研究環境整備、支援体制を作り努力して参ります。

2. 研究開発分野・課題の選定

<意見等>

国の感染症関係のトップの研究所であることを考えると、感染研はいかなる新興感染症の登場にも対応できる体制が整っていないなければならない。各部門において、国内外のニーズに対応してほぼ適切に研究課題が選定されている。そしてその成果が行政的に反映されやすいものとなっている。

その上で上述したような中期的、長期的展望に立った課題設定が必要といえる。特に基礎研究だけでなく感染症対策に直接寄与する課題ももっと積極的に取り上げられるべきである。その際感染研情報センターはサーベイランス業務、国際連携、疫学業務に更に力を注ぎ、人材を育成、獲得して行ってほしい。症候群サーベイランス、イベントサーベイランスの研究並びにその体制確立が最も重要で、基礎研究を引きずっているのは不自然である。情報センター本来の業務に向けるべきである。

<対処方針>

感染研における基礎研究は感染症の予防、診断、治療にかかわるものであって、その成果を応用して、最終的に感染症のコントロールに寄与するものを志向しています。その中で情報センターは感染研のCDC機能を果たす部門として感染研の前面にたち多くの業務を有しています。

FETPの強化は内外から強く期待され、重要なポイントです。今までも問題となっているように、また厚生労働省に要請してきているように、その維持のための資金等（経済的支援等）の確保をどのようにするか具体化が必要です。定員を増やすことよりも、まずは応募者の拡大を図る努力をする必要があります。そのためには今までも問題となっている流動研究員などによる身分の保障の確保、派遣先との密なる連携が不可欠です。

情報センターは将来的には2部門（情報収集・解析部門と疫学調査部門）に分け、人的には専門的な疫学者の充実を図ります。情報センターにある基礎研究ラボラトリーは現在でも情報センターの疫学調査に不可欠な機動力のあるラボ診断をめざしていますが、感染研全体の微生物担当部とよりよい連携のもと、感染研総体が情報センターを支えてゆきます。

3. 研究資金等の研究開発資源の配分

<意見等>

基礎研究費の減少を上回る厚生科研費の増加があるので、トータルの研究費全体としては決して危機的ではないだろう。学問的意味が大きいルーチン業務への予算措置が不十分にならぬよう注意してほしい。特に寄生虫疾患のようにわが国では発生が非常に減少した疾患対策、生活衛生対策や国際協力を含め、これまでの知見や技術を維持向上させる為、特別の配慮を要する部門もある。しかしその一方で獲得された研究資金が本来通常業務として行われるべき活動に対し使用されている。基盤経費が減額されている中でやむを得ない面もあるが、本来は基盤経費でまかなわれるべきものでないか。更に基盤研究費の使用についてはもっと所長のイニシアティブを発揮し、真に感染研の基盤となるところに使用されるべきであり、現在のように単に人当研究費としての使用は抑えるべきである。又、基盤研究費、研究事業費による研究案件選定に関する基準が明確でないのも理解しがたい。

<対処方針>

感染研では数年前より人当研究費は配分されていません。感染研の研究業務には学問的に重要でも、なかなか論文としてその成果を公表し競争的研究資金を獲得することが困難なルーチン業務があります。しかし地道な業務的仕事こそ感染研の研究活動の根本でありその維持を考えれば、基盤的研究費の確保は必要不可欠です。ご指摘に沿い、基盤的研究費の課題を定期的（3～5年ごと）に見直し、目的に合った課題の設定を行うことが必要と存じます。

4. 組織・施設設備・情報基盤・研究及び知的財産権取得の支援体制

<意見等>

感染研内に中長期的展望を開く為の将来構想委員会を設置し、所長の裁量権を飛躍的に増大させ、そして組織基盤整備を衆知を集めて内部改革してゆくべきである。検討課題としては

- (i) FDA機能とCDC機能の分離を検討
- (ii) 国立国際医療センターの感染症研究との機能と役割の整理
- (iii) BSL 4 施設の稼働について、厚労省などとの緊密な連携のもとでの事態打開
- (iv) 定員削減についての新しい提案
- (v) 知的財産権の取り扱いについての、感染研内部での事務部門を含めた支援体制確立
- (vi) 公衆衛生、疫学の専門家を増加させる

等が挙げられる。

<対処方針>

ご指摘の全ての課題について将来構想委員会を発足させ検討に入ります。

感染研にとって国立国際医療センターとの連携、機能整理は特に重要です。将来委員会の構想が具体化してきたら医療センターからも委員に加わって戴く予定です。

また現今の世界の感染症状況を考えると、BSL 4 病原体を病原体診断目的のために日本で適切に扱うため既設の施設を稼働させることは喫緊の課題で、そのために感染研として最大の努力をする必要があります。BSL 4 施設の稼働は感染研の日本の感染症研究の中心機関として社会的使命を果たすための必須な業務の一つです。しかし、そのためには、まずは関係諸方面に感染研で行われている研究をよく理解してもらうこと、そして病原体の特質に応じて適切な設備で最大の注意をもって実験がおこなわれていることを理解してもらうことが不可欠です。厚

生労働省とよく連携をとり、決してあせらず地道に理解を得るための努力を積み重ねて行きます。

5. 疫学・生物統計学の専門家が関与する組織の支援体制

<意見等>

情報センターを核として、感染研では情報の把握に関しては良くやっている。しかし情報センターにはサーベイランス以上の多くの業務が求められており、感染症の発生の原因（環境破壊も含め）を明らかにし、発展させてほしい。その為には疫学者の補充が不可欠であり、CDCの例にならない強く定員要求すべきである。そして業務と研究のバランスを配慮しつつ、所としての短～中期展望に則った活動を展開する必要がある。

FETP養成活動は高く評価する。軌道に乗ってきたとあって良い。しかし、平均5名と極めて少人数であり、米国などが毎年数百人養成し全体で数千人確保していることを考えると、わが国が迅速な派遣などに対応できる体制の構築を計画的に行っているとは言い難い。そして、FETP修了者がそれを生かせる仕組みを併せて考えてほしい。

又、生物統計の専門家の関与を必要とする分野はこれからも増大してゆくと考えられ、情報センター以外にも配置が必要であるし、又、そのリソースを持つ国立保健医療科学院との連携も促進して行ってほしい。

<対処方針>

ご指摘のとおり、情報センターの機能強化につとめます。ただ人員をふやせば事足りるわけでは決してなく、感染研全体の中で機能整理をしながら効率よく情報センターの国内外での活動強化に努めます。国立保健医療科学院との連携は所をあげて対処いたします。

6. 共同研究・民間資金の導入状況、産学官の連携、国際協力等外部との交流

<意見等>

競争的資金の導入が右肩上がりになっているのはある意味喜ばしいのであろうが、上述したように、研究と業務との兼ね合いが常に問題となるので、やはりある程度のコンセンサスを得たビジョンのもとで着実に活動してもらいたい。民間企業からの研究生をもっと積極的に受け入れてほしい。産学官の連携をもっと高める方向にあっても良いと考えられるが、やはり国立として残る方が良い。

国際協力は良く行われている。この協力を可能とするシステム、リンク、ネットワークはかなり充実してきているようだが実質的な恒常的協力体制、協同研究プロジェクト推進によって、持続的な信頼関係を確実に構築して頂きたい。又、国内的にはレファレンス事業、病原体・検査マニュアルの作成、講習会開催などを通じた地方衛生研究所等との一層の連携が望まれる。その際共同研究をやってゆく上で必須なレファレンス株の輸送代が現在問題となっているが、感染研は国研として是非予算化に努力してほしい。

<対処方針>

民間企業等との共同研究は現在36件進行中であり、65名の協力研究員を受け入れていません。一時期に比してこの数は減っていますが、国立研究所としてワクチン等の国家検定にかかわる企業出資の共同研究もしくは依頼研究は差し控えています。一方で萌芽的な研究課題については積極的に産学官の連携に参画します。具体的には医薬基盤研究所、東大医科学研究所、

阪大微生物病研究所とワクチン開発研究機関協議会を発足させ、本省、企業と連携して日本発の新しいワクチン開発に努めます。地方衛研との連携を支えるレファレンス株や検体運搬については、既に対応し、本年度9月より着払い制を導入致しました。

7. 研究者の養成及び確保並びに流動性の促進

<意見等>

若手研究者の育成、雇用という面では課題がある。今後積極的に人材の育成、新規雇用が推進できるような体制にする必要がある。その中で近年大学との連携によって学生をとるなどの努力がなされているが、今後も促進すべきである。流動研究員枠をより確保できると流動性を保って研究者育成が可能になると考えられる。

FETPIに関しては年に5人では少なすぎる。感染症対策への全国的底上げに最も役立つので可能なら定員を増やすことが望まれる。又、コース受講者への経済的支援は必須である。

<対処方針>

前述いたしました。連携大学院制を活用し拡大に努めています。学生を感染研で教育すると、若手が研究所の活力を与えてくれるだけでなく、感染研の中堅研究者が院生指導、客員教授、助教授として教育の実績を積むことから、人材の流動性も大いに高まります。

8. 専門研究分野を生かした社会貢献に対する取組

<意見等>

部署により差異はあるものの感染研としては以前よりは良好に推移している。HPやweb、ガイドラインなど社会に情報を提供することも常に意識されていて評価される。又、時宜を得た研修、実技講習などの実施は負担の大きいものだが、一定程度なされており評価できる。社会貢献は積極的になされているとあってよいが、より積極的な国際貢献も求められている。

<対処方針>

HPはこれからもっと充実を図ります。特に国際性をもったプレゼンテーションに努めます。感染研では数多くの研修、実技講習がなされていますが、国内、国外とも実績が積みまっています。それぞれ軌道にのるまでの努力、負担は大変なものでしたが今はそれぞれスムーズにしています。マンネリズムに陥らぬよう、心して感染症の現状に即した新規性のある講習に努めます。講習の定量的評価は一般に難しいものですが、受講者が帰国して（勿論感染研の講習だけがその理由ではありませんが）更なる研鑽を積みそれぞれの国の感染症対策のリーダーとして国際会議やWHO会議で再会を果たすことが出来るのは、感染研で働く研究者冥利に尽きます。

9. 倫理規程、倫理審査会等の整備状況

<意見等>

倫理規定は良く整備されているが、審査委員会の開催の年4回、1回の評価課題が20~30というのは多すぎる。開催回数を増やすなどして迅速に、かつ十分な審議を行うべきである。

<対処方針>

感染研では平成14年に倫理審査会規程を作成し、運用しています。2007年度は年4回開催され、一回の平均7件の評価をおこないました。1回の評価課題が20~30というのはいかか誤解されているかと存じます。また研究、疫学研究、臨床研究の倫理審査はあくまで研究者が

正しく規程を遵守して、研究活動を積極的に推進するための事前の前向きな助言をするべき委員会であって、研究者の足かせにならぬよう運用について我が国の模範になることを目的としております。そして迅速にしかも十分な審議をおこなうよう努めています。